

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区プレミアム付商品券事業の実施に係る本人外収集等について
--------	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第5条第2項第6号（本人外収集）
- ◇第11条第2項第5号（目的外利用）
- ◇第12条第2項第4号（外部提供）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

事業の概要

事業名	新宿区プレミアム付商品券事業等
担当課	産業振興課
目的	新宿区プレミアム付商品券事業等を適正に実施するため
対象者	参考2のとおり
事業内容	<p>2019年10月からの消費税・地方消費税率の引上げに伴い、世帯消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起するため、参考2の対象者を対象としたプレミアム付商品券事業が、国からの通知により全国的に実施されることになった。</p> <p>この事業のうち、住民税非課税者向けのものは、その判定に特別区民税・都民税（以下「住民税」という）情報を利用することから、本事業を円滑かつ着実に実施するためには、より一層の住民税情報の正確性が求められる。そのため、未申告者及び住民税申告をした非課税者に対し、非課税であることの確認を行うことを目的として「特別区民税・都民税非課税確認通知（以下「非課税確認通知」という。）」を発送する。当該発送に当たっては、書類枚数の減少（郵便料の削減）と区民サービスの向上を図るため、この通知とプレミアム付商品券（以下「商品券」という）の申請書・同意書とを一体化し、非課税確認通知（兼申請書・同意書）とし、税務課より発送する。</p> <p>非課税確認通知送付者以外の対象者（例：施設入所児童、虐待による措置入所障害者など）への発送及び全対象者に対する商品券購入引換券（以下「引換券」という）の発送、商品券の発行、販売業務については、産業振興課が行う。</p> <p>なお、本事業の対象者は約87,000人に上ることや、比較的短期間で非課税確認通知等の封入封かん、発送業務等を行う必要があることから、作業を効果的かつ効率的に進めるため、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。</p> <p>1 対象者 参考2のとおり 2 本事業に係る個人情報の流れ 資料1-1、資料1-2のとおり</p>

件名 新宿区プレミアム付商品券事業の実施に係る施設入所児童等情報の本人外収集について

保有課(担当課)	産業振興課
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	新宿区プレミアム付商品券事業
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 収集の対象者の範囲 施設入所児童等(※)のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 新宿区の住民票に記載があるが、新宿区又は他の市区町村にある児童福祉施設への入所等(入所、入院、入居をいう。以下本件において同じ。)のため引換券又は当該施設の存する他の市区町村のプレミアム付商品券購入引換券(以下「他市区町村引換券」という)の送付対象となる者</p> <p>(2) 新宿区の住民票に記載はないが、新宿区内の児童福祉施設への入所等のため、引換券の送付対象となる者</p> <p>※…施設入所児童等とは、プレミアム付商品券事業実施要領により規定する児童等をいう。以下同じ。</p> <p>2 収集する項目 氏名、生年月日、性別、住民票住所、施設所在地、入所等年月日、退所等年月日</p> <p>※…資料3参照</p>
収集した個人情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(産業振興課のパソコン)
収集の相手方(どこから収集するのか)	都道府県、市区町村(新宿区を除く。)
収集の目的	施設入所児童等に係る商品券又は他市区町村商品券については、施設入所児童等本人に申請書・同意書、引換券を送付することになる。そのため、施設入所児童等に係る保護者等(引換券交付の基準日において施設入所児童等と同一の世帯に属する者及び親権者をいう。以下同じ。)の申請により、引換券又は他市区町村引換券を二重に送付することを防止する必要がある。
本人からの直接収集しない理由等	施設入所児童等に係る情報を把握している「収集の相手方」から収集することにより、本事業を迅速かつ効率的に行う必要があるため
収集開始時期及び期間	本審議会承認の日から2020年3月31日まで
備考	*****

件名 新宿区プレミアム付商品券事業の実施に係る施設入所児童等情報の外部提供について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	新宿区プレミアム付商品券事業
登録業務の目的	新宿区プレミアム付商品券事業を適正に実施するため
外部提供の相手方	都道府県、市区町村(新宿区を除く。)
外部提供を行う理由	前掲「収集の対象者」に係る申請書・同意書、引換券の送付については、当該対象者本人に送付することになる。そのため、当該対象者に係る保護者等の申請により、各種送付物を二重に送付することを防止する必要がある。
外部提供を行う情報項目	【前掲の当該「収集の対象者」に係る情報項目】 氏名、生年月日、性別、住民票住所、施設所在地、入所等年月日、退所等年月日、引換券の送付情報 ※…資料3参照
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	1 本件外部提供にあたっては、紙を媒体とし、書留により郵送する。 2 郵送あて先の誤処理を防止するため、郵送処理前に「あて先」及び「郵送内容」の二重確認を行う。
外部提供の相手方としての情報保護対策	上記都道府県、市区町村の各個人情報保護条例に基づき、それぞれの都道府県、市区町村において適正に利用する。
外部提供の時期	本審議会承認の日から2020年3月31日まで
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****

件名 新宿区プレミアム付商品券事業の実施に係る施設入所児童等情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	子ども家庭課 障害者福祉課	利用課	産業振興課
登録業務の名称	(1) 母子生活支援施設への入所業務 (2) 障害者福祉サービス	登録業務の名称	新宿区プレミアム付商品券事業
登録業務の目的	(1) 母子家庭であって保護すべき児童が福祉に欠けると認められるとき、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させ保護する。 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定事務及び支払事務	登録業務の目的	新宿区プレミアム付商品券事業に係る申請書・同意書、引換券の送付のため
登録業務に係る個人情報の記録媒体	(1) 紙 (2) 紙及び電磁的媒体(障害者総合支援システム)	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体(産業振興課のパソコン)
目的外利用を行う理由	施設入所児童等に係る申請書・同意書、引換券については、該当者本人に送付することになる。そのため、当該対象者を的確に把握し、適正に本人に対し引換券を送付するとともに、保護者等の申請により引換券を二重に送付することを防止する必要がある。		
目的外利用を行う情報項目	【上記該当者に係る情報】 氏名、生年月日、性別、住民票住所、施設所在地、入所等年月日、退所等年月日 ※…資料3参照		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体(産業振興課のパソコン及びCD-R)		
目的外利用の時期・期間	本審議会承認の日から2020年3月31日まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

件名 新宿区プレミアム付商品券事業の実施に係る虐待による措置入所障害者等情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	(1) 障害者福祉課 (2) 地域包括ケア推進課 (3) 高齢者支援課	利用課	産業振興課
登録業務の名称	(1) ① 障害者虐待防止及び養護者に対する支援 ② 障害者支援施設への短期入所措置等 (2) 老人福祉施設への入所等措置	登録業務の名称	新宿区プレミアム付商品券事業
登録業務の目的	(1) 新宿区が虐待を受けた障害者の適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。 (2) 高齢者に対して、心身の健康保持及び生活の安定について、相談に応じ、老人ホーム入所等の措置を行い、福祉の増進を図る。	登録業務の目的	新宿区プレミアム付商品券事業に係る申請書・同意書、引換券の送付のため
登録業務に係る個人情報の記録媒体	(1) 紙 (2) 紙及び電磁的媒体(高齢者福祉システム)	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体(産業振興課のパソコン)
目的外利用を行う理由	<p>虐待による措置入所障害者及び措置入所高齢者(※)に係る申請書・同意書、引換券については、虐待による措置入所障害者及び措置入所高齢者は、養護者の扶養親族等に該当しないものとみなされるため、当該対象者本人に送付することになる。そのため、当該対象者を的確に把握し、適正に本人に対し送付するとともに、当該養護者の申請により、引換券を二重に送付することを防止する必要がある。</p> <p>※ 虐待による措置入所障害者及び措置入所高齢者とは、プレミアム付商品券事業実施要領に規定する障害者及び高齢者をいう。以下同じ。</p>		
目的外利用を行う情報項目	<p>【虐待による措置入所障害者及び措置入所高齢者に係る情報】 氏名、生年月日、性別、住民票住所、施設所在地、入所等年月日、退所等年月日</p> <p>※…資料3参照</p>		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体(産業振興課のパソコン及びCD-R)		
目的外利用の時期・期間	本審議会承認の日から2020年3月31日まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 新宿区プレミアム付商品券事業業務（一部）の委託について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	新宿区プレミアム付商品券事業
委託先	未定（公募型プロポーザルにより事業者を決定。プライバシーマーク取得事業者を想定）
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	<ol style="list-style-type: none"> 1 プレミアム付商品券事業の対象者の情報 住民基本台帳情報（住民番号、住民区分、カナ氏名、性別、生年月日、漢字住所、届出年月日、住定年月日、異動年月日、異動事由、消除フラグ、世帯主との続柄、世帯番号、郵便番号、漢字世帯主、漢字氏名、漢字方書、本事業の対象判定コード） 2 対象者から返送された申請書・同意書に係る情報 住民税情報を区が利用することの諾否、申請書に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所）、申請書到達年月日、申請不備の場合における不備事由）、代理申請者に関する情報（氏名、性別、申請者との続柄、生年月日、住所）、 3 引換券・却下通知の発送に係る情報 氏名、住所、引換券の発送年月日、却下通知の発送年月日 4 本事業に賛同し、商品券が利用可能な小売、飲食、サービス業等の各種事業者（店舗）の情報 社名、屋号、店名、代表者氏名、担当者氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、使用済商品券分の振込先口座情報 5 商品券の販売に係る情報 商品券購入者の氏名・住所（目視による身分証の確認） 引換券に記載された氏名・住所
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(CD-R、委託先のパソコン)
委託理由	本事業は対象者が約87,000人以上であり、区民からの相談、問い合わせ対応や引換券の発送、商品券の発行・販売などを効果的・効率的に進めるためには、専門的な知識・技術等を有している必要がある。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書・同意書の受領及び申請内容の確認 2 受領した申請書・同意書の内容の入力及び区への提出 3 引換券等の作成、印刷及び封入・封かん、対象者への送付（資料2-2のとおり） 4 商品券の作成・発行 5 事業説明及び取扱店舗検索のためのWEBサイト企画・運営【個人情報なし】 6 第一分庁舎、特別出張所等での商品券販売及び購入済引換券の回収

	<p>7 本事業に賛同する取扱店舗の募集・審査及びとりまとめ</p> <p>8 PR業務（使用媒体の選定、販促物の企画・作成、期限内の使用促進）</p> <p>9 1から8及び10までの内容についての区民間合せ窓口、取扱店問合せ窓口の運営（資料2-3のとおり）</p> <p>10 商品券換金及び精算処理</p> <p>11 区への事業実施結果報告</p>
委託の開始時期及び期限	2019年4月中旬（契約締結日）から2020年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙1及び2）」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。また、委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙2）」を付す。</p> <p>2 契約履行の間、特記事項（別紙1）18、特記事項（別紙2）16に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項（別紙1）17、特記事項（別紙2）15に基づき速やかに状況報告をさせるよう指導する。</p> <p>3 暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R））とパスワード通知書はそれぞれ別の鍵付キャビネットにて保管する。</p> <p>4 暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R））とパスワード通知書の受渡しは、区職員がそれぞれ別の日に手渡し又は郵送により行う。</p> <p>5 区の職員が、全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。</p> <p>6 次に掲げる時には、区の職員が、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認書に記録し、履歴を追跡できるようにする。</p> <p>(1) 区の職員が暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R））とパスワード通知書を委託先に提供する時</p> <p>(2) 委託先が封入封緘された通知書等を区の職員に納品する時</p> <p>(3) 委託先がデータ媒体、パスワード通知書を区の職員に返却する時</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 ID及びパスワード等により、システムを操作できる職員を限定するとともに、電磁的媒体（CD-R）に個人情報を記録できるコンピュータを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱う。</p> <p>2 印刷用の個人情報データは共通鍵暗号方式等により暗号化する。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 契約履行の間、特記事項（別紙1）18、特記事項（別紙2）16に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項（別紙1）17、特記事項（別紙2）15に基づき速やかに状況報告をさせる。</p> <p>2 区が作成し、共有した業務フローに基づき、業務を行わせる。</p> <p>3 取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させる。</p> <p>4 区から提供された電磁的媒体（CD-R）及び個人情報が記載された紙媒体は施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。</p> <p>5 建物、マシン室、データ媒体保管庫への入退室ができる者を特定させ、記録を適正に管理させる。</p> <p>6 区への報告等で個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、暗号化を行い、個人情報データ（電磁的媒体（CD-R））とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、手渡しで行わせる。</p> <p>7 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備するとともに、緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。</p> <p>8 委託先の従事者に対して、個人情報保護に関するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。</p> <p>9 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。</p>

	<p>10 業務履行後、紙は廃棄させ、電子データは消去させる。データ媒体、パスワード通知書は返却させ、区に紙の廃棄と電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。</p> <p>11 次に掲げる時には、区の職員が記録した確認書の内容（日時、取扱者、情報の内容、数量）を確認させ、履歴を追跡できるようにさせる。</p> <p>(1) 区の職員が暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R））とパスワード通知書を委託先に提供する時</p> <p>(2) 委託先が封入封緘された通知書等を区の職員に納品する時</p> <p>(3) 委託先がデータ媒体、パスワード通知書を区の職員に返却する時</p> <p>12 個人情報を紙媒体に出力した際は、印刷した紙媒体を放置させず、即、次の工程の作業を始めさせる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 委託先の作業コンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせる。</p> <p>2 委託先の作業コンピュータは、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。</p> <p>3 業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせる。</p> <p>4 委託先の作業コンピュータに個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。</p> <p>5 ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</p>
--	--

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

- 19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

- 23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 新宿区プレミアム付商品券事業業務（一部）の再委託について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	新宿区プレミアム付商品券事業
委託先(再委託先)	【委託先】公募型プロポーザルにより事業者を決定(プライバシーマーク取得事業者を想定) 【再委託先】委託先が指定する事業者(プライバシーマーク取得事業者を想定)
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【問合せをしてきた区民及び取扱店舗に係る情報】 氏名、電話番号、問合せ内容
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のパソコン)
再委託理由	本事業については、委託先に一括委託することにより、全体を俯瞰した事業展開が行われることになるが、業務のうち、下記に掲げる業務については、専門的、技術的ノウハウを有する事業者に再委託することにより、さらに迅速かつ安全に業務を遂行することとする。
再委託の内容	区民間問合せ窓口、取扱店舗問合せ窓口の運営(資料2-3のとおり)
再委託の開始時期及び期限	2019年4月中旬(契約締結日)から2020年3月31日まで
再委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 契約履行の間、特記事項(別紙2)16に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項(別紙2)15に基づき速やかに状況報告をさせるよう指導する。 4 区の職員が、全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。 【システム上の対策】 1 ID及びパスワード等により、小型システムを操作できる職員を限定する。
再受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約履行の間、特記事項(別紙2)16に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項(別紙2)15に基づき速やかに状況報告をさせる。 2 区が作成し、共有した業務フローに基づき、業務を行わせる。 3 取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させる。 4 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備するとともに、

緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。

- 5 再委託先の従事者に対して、個人情報保護に関するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。
- 6 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。
- 7 個人情報を書かれた紙を出力した際は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
- 8 業務履行後、紙は廃棄させ、電子データは消去させる。区に紙の廃棄と電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。

【システム上の対策】

- 1 委託先の作業コンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせる。
- 2 委託先の作業コンピュータは、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。
- 3 業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせる。
- 4 委託先の作業コンピュータに個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
- 5 ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。
- 6 電子メール等により情報を送信する際は、添付ファイルにパスワードを付与する等の対策を講じるよう徹底させ、電子メールの誤送信等による情報漏えいを防止させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

- 19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

- 23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。